

## 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

## 1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

## 2 条例案名

- (1) 墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 3 施行期日

令和元年10月1日

## 4 区長からの依頼文

別紙1のとおり

## 5 新旧対照表

別紙2のとおり

## 6 回答文

別紙3のとおり



3 1 墨 総 法 条 第 2 号

令 和 元 年 6 月 1 9 日

墨田区教育委員会

委員長 加 藤 裕 之 様

墨田区長 山 本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会 6 月 議 会 に 下 記 の と お り 条 例 案 を 提 出 し た い の で、  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、貴委員会の意見  
をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、幼  
児教育・保育が無償化されることに伴い、保育料を無償とするほか、入園料を廃  
止するとともに、所要の改正をする必要がある。

3 施行期日

令和元年 1 0 月 1 日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第18号

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年6月21日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例  
墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例（昭和55年墨田区条例第37号）の一部  
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区立幼稚園の保育料に関する条例

第1条中「入園料及び」を削る。

第2条の見出し中「入園料及び」を削り、同条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「以下同じ。）の保護者は、入園料及び保育料を納付しなければならない」を「」に係る保育料は、0円とする」に改め、ただし書を削り、同条第2項及び第3項を削る。

第3条及び第4条を削る。

第5条中「（以下「教育委員会規則」という。）」を削り、同条を第3条とする。

別表を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料から適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第3条の規定は、令和元年9月以前の月分の保育料については、なおその効力を有する。



31 墨総法条第8号

令和元年6月19日

墨田区教育委員会

委員長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 享



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会6月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が新設されることに伴い、当該給付に係る報告等の命令に従わない保護者、事業者等に対して過料を科する規定を新たに設けるとともに、題名を「墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過料に関する条例」に改める必要がある。

3 施行期日

令和元年10月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第15号

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料  
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月21日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料  
に関する条例の一部を改正する条例

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条  
例（平成27年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区子どものための教育・保育給付等に係る報告等の違反に対する過  
料に関する条例

第2条第1号中「第13条第1項」の次に「（法第30条の3において準用する場  
合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、同条第2号中「第14条第1項」  
の次に「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同  
じ。）」を加える。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が新設さ  
れることに伴い、当該給付に係る報告等の命令に従わない保護者、事業者等に対して  
過料を科する規定を新たに設けるとともに、題名を改める必要がある。



31 墨総法条第10号  
令和元年6月19日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之様

墨田区長 山本



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

令和元年度墨田区議会定例会6月議会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

2 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、当該基準の題名が「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

3 施行期日

令和元年10月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第16号

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月21日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年墨田区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、当該基準の題名が改められることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。

地域子ども文教委員会  
令和元年6月 日

墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>墨田区立幼稚園の保育料に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、区立幼稚園（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。）の保育料について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（保育料）</p> <p>第2条 区立幼稚園を利用する<u>教育・保育給付認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>であって、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。）に係る<u>保育料は、0円とする。</u></p>	<p><u>墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、区立幼稚園（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）に基づき設置された幼稚園をいう。以下同じ。）の<u>入園料及び保育料</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>入園料及び保育料</u>）</p> <p>第2条 区立幼稚園を利用する<u>支給認定子ども</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u>であって、同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満4歳に達する日以後の最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの者に限る。<u>以下同じ。</u>）の<u>保護者は、入園料及び保育料を納付しなければならない。ただし、8月分の保育料は、納付することを要しないものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の入園料の額は、1,500円とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保育料の額は、世帯の所得の状況その他の事情に応じ、別表に定める額とする。</u></p> <p>（<u>保育料の減免</u>）</p> <p>第3条 <u>保育料は、墨田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>（<u>入園料及び保育料の返還</u>）</p> <p>第4条 <u>既に納めた入園料及び保育料は、返還しない。ただし、教育委員会が相当の理由があると認めるときは、その一部又は全</u></p>

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会規則で定める。

部を返還することができる。

(同左)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)で定める。

別表

階層区分		月額
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯(第1階層に該当する世帯を除く。)	1,500円
第3階層	市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯(第1階層及び第2階層に該当する世帯を除く。)	77,100円以下 5,700円
第4階層	所得割の額が次の区分に該当する世帯(第1階層及び第2階層に該当する世帯を除く。)	77,101円以上 211,200円以下 6,700円
第5階層	所得割の額が次の区分に該当する世帯(第1階層及び第2階層に該当する世帯を除く。)	211,201円以上 256,300円以下 7,600円
第6階層	所得割の額が256,301円以上	8,500円

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割(それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含む。)をいう。ただし、所得割の額の計算においては、教育委員会規則で定める法令の規定を適用しないものとする。
- 世帯の階層区分を区が保有する情報又は証明書等により確認することができない場合にあっては、第6階層の区

	<p><u>分に該当する世帯とみなしてこの表を適用する。</u></p> <p><u>3 4月から7月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の市町村民税の課税状況に基づき、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況に基づき算定するものとする。</u></p> <p><u>4 この表の規定にかかわらず、教育委員会規則で定める支給認定子どもに係る保育料の額は、同表に掲げる額を限度として教育委員会規則で定める額とする。</u></p>
--	--

付 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料から適用し、同年9月以前の月分の保育料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の第3条の規定は、令和元年9月以前の月分の保育料については、なおその効力を有する。
- 4 この条例による改正前の第4条の規定は、令和元年9月以前の月分の保育料及び同年9月以前に入園した者に係る入園料については、なおその効力を有する。

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例</u></p> <p>（過料）</p> <p>第2条 区長は、次のいずれかに該当する者に対し、10万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 正当な理由なしに、<u>法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、<u>法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 〔略〕</p>	<p style="text-align: center;"><u>墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 正当な理由なしに、法第13条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(2) 正当な理由なしに、法第14条第1項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>(3) 〔略〕</p>

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（用語の意義） 第2条 この条例で使用する用語の意義は、 <u>法及び特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業並びに特定子ども・子育て支援施 設等の運営に関する基準</u>（平成26年内閣 府令第39号。以下「府令」という。）で 使用する用語の例による。</p>	<p>〔同左〕 第2条 この条例で使用する用語の意義は、 <u>法及び特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準</u>（平成26年 内閣府令第39号。以下「府令」という。） で使用する用語の例による。</p>

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

31 墨教庶第524号  
令和元年6月19日

墨田区長  
山本 亨 様

墨田区教育委員会  
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和元年6月19日付け31 墨総法条第2号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名  
墨田区立幼稚園の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

31墨教庶第525号  
令和元年6月19日

墨田区長  
山本 亨 様

墨田区教育委員会  
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和元年6月19日付け31墨総法条第8号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

墨田区子どものための教育・保育給付に係る報告等の違反に対する過料に関する条例の一部を改正する条例

31 墨教庶第526号  
令和元年6月19日

墨田区長  
山本 亨 様

墨田区教育委員会  
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

令和元年6月19日付け31 墨総法条第10号により、下記のとおり意見を求められましたこのことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

1 意見聴取のあった条例案名

墨田区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

## くんじょう 燻蒸作業等に伴うすみだ郷土文化資料館の臨時休館について

### 1 理由

虫害・カビ等によるすみだ郷土文化資料館の収蔵資料の劣化・汚損を防ぐため燻蒸作業を実施する。また、特別収蔵庫を除く、資料館全館の殺虫消毒を実施する。

作業は人体に有毒なガスを使用するため、来館者の安全確保を図り、閉館とする。

### 2 根拠法令

すみだ郷土文化資料館条例施行規則第7条第2項

### 3 臨時休館とする期間

令和元年9月3日(火)から9月5日(木)の3日間

### 4 区民への周知方法

区のお知らせ8月21日号及びホームページに掲載する。

上記の臨時休館日を含む9月2日(月)定期休館日～9月5日(月)の休館について案内する。

## システム更新に伴う図書館・図書室の臨時休館について

### 1 理由

「墨田区立図書館電算システム」の更新を行うにあたり、サーバ・端末・ネットワーク機器・IC 機器等の入替、データ移行、サーバ・端末間の通信の疎通確認等を行うことから、上記作業中は、全てのシステムを停止する必要があるため。

### 2 根拠法令

墨田区立図書館条例第 5 条

### 3 臨時休館とする期間

令和元年 12 月 19 日（木）から令和 2 年 1 月 4 日（土）までの 17 日間  
（館内整理日及び年未年始を含む）

### 4 臨時休館とする館

区立図書館 4 館、コミュニティ会館図書室 3 館、すみだ女性センター情報資料コーナー

### 5 区民への周知方法

区報（12 月 1 日号予定）、区ホームページ、図書館ホームページ、図書館ニュースにて周知予定